

●司法書士制度の発展を目指して！●

翔 FAX 版

2009/10/15発行

No. 58

発 行：日本司法書士政治連盟 〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3
発行人：田嶋 規由 編集人：手塚 孝一郎 TEL03-3359-0498 FAX03-5366-5310
ホームページアドレス：<http://www.ns-seiren.net/> メールアドレス：office@ns-seiren.net

議連決議を再確認し

自信を持って本年度の活動方針を実現しよう!!

日本司法書士政治連盟

会長 田嶋 規由

衆議院選挙により民主党政権が誕生し一ヶ月あまりになります。この選挙の結果、司法書士制度推進議員連盟の役員の先生の多くが落選されたことにより、新役員による議連組織の再構築が必須の課題となっていました。

しかし、私達の議員連盟は超党派による組織体であります。たとえ政権政党が代わったとしても、議員個人との信頼関係が維持できています。なぜなら、私達司法書士政治連盟は、**司法書士制度を理解し応援している議員を政党の別に係わらず支援する**、という基本方針を守っているからです。議員との信頼関係こそ司法書士制度の財産であり、私達も今後の政治連盟の活動を自信を持ってやっていく拠り所であります。

私達は全国単位政連とともに中核業務の専門性と専権性の堅持を制度存続の基本に据えながら非訟・支援型法律家としての制度基盤の確立を求めてきました。私達は訴訟代理権の拡大、弁護士制度との同化に司法書士制度の先を想定していません。ミニ弁護士への道は司法書士制度崩壊につながると確信しています。そのためには業務全般の制約なき法律法相談権確立を求め司法書士法改正の早期実現が不可欠です。

本年1月20日開催の議員連盟の総会議事録が完成しましたので、各単位政連において検討してください。新閣僚国会議員や政党新代表を含む多くの国会議員が、司法書士制度のよき理解者として熱い期待をこめた発言をしています。

私達は、今この時期にこそ、議員連盟の決議を再確認し、自信を持って本年度の運動を進めていきましょう！

決議

司法書士制度推進議員連盟は、国民の権利保護に携わる司法書士がその専門的知見を充分发挥し、さらなる国民の期待と信頼に応えるよう、以下の実現に向けて積極的に活動する。

登記制度の信頼確保とオンライン登記の普及促進

- 一、司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、司法書士に、登記原因証明情報の作成・認証権限、その他添付情報の認証権限等を付与し、もって、登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること
- 一、登記手続における登録免許税制を廃止して登記手数料制を導入するための制度の抜本的見直しに着手すること

司法書士の法律相談権及び簡裁代理権の充実

- 一、簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する法律相談権を確立するための司法書士法改正を早期に図ること
- 一、簡裁代理権のさらなる充実を図るため、司法書士に、合意管轄による簡裁における代理権、受任事件についての執行代理権並びに上訴審における関与権を認めること
- 一、家事事件における代理人又は補佐人制度の司法書士への活用を図ること

司法書士自治に基づく懲戒制度の確立

- 一、司法書士自治を尊重し、公正妥当な懲戒処分が実施されるよう適正な手続保障（司法書士会の必要的関与、戒告への異議申立権、除斥期間の設置等）の確立に向けた改正を図ること

司法書士制度の強化

- 一、司法書士試験の充実・登録前研修の義務化を図ることにより、新たに登録する司法書士全員に簡裁代理権を付与する制度とすること

以上決議する。

平成二十一年一月二十日

司法書士制度推進議員連盟

2009年1月20日 司法書士制度推進議員連盟総会

| | | |
|------|-----------------|-------------------------------------|
| □司 会 | 上川陽子前衆議院議員 | (議連 事務局長) |
| □太 田 | 太田誠一前衆議院議員 | (議連 会長代行) |
| □堀 内 | 堀内光雄前衆議院議員 | (議連 会 長) |
| □佐 藤 | 佐藤純通前日司連会長 | |
| □田 嶋 | 田嶋規由日司政連会長 | |
| □酒 井 | 酒井寿夫前日司連専務理事 | |
| □小野瀬 | 小野瀬法務省民事局民事第二課長 | |
| □山 口 | 山口那津男参議院議員 | (公明党代表) |
| □大 口 | 大口善徳衆議院議員 | |
| □望 月 | 望月義夫前衆議院議員 | (議連 公共嘱託登記制度部会長) |
| □長 島 | 長島昭久衆議院議員 | (防衛大臣政務官) |
| □佐 藤 | 佐藤剛男前衆議院議員 | |
| □加 藤 | 加藤公一衆議院議員 | (法務副大臣) |
| □杉 浦 | 杉浦正健前衆議院議員 | (議連 副会長) |
| □魚 住 | 魚住裕一郎参議院議員 | (議連 副会長) |
| □仙 谷 | 仙谷由人衆議院議員 | (議連 副会長 内閣府特命担当大臣 (行政刷新)公務員制度改革) |

(敬称略 肩書きは平成21年9月30日現在)

司会：それでは定刻になりましたので、司法書士制度推進議員連盟の総会を開催させていただきます。おはようございます。本日は早朝より議連の先生方、そして、全国から司法書士の先生方にご参集いただきまして、また、今日は法務省のほうからも課長をはじめとして担当の皆様のご参加の下で総会が開催されますことを、心から感謝申しあげる次第でございます。申し遅れましたが、私は本日の司会進行を務めさせていただきます議連の事務局長を仰せつかっております衆議院議員の上川陽子と申します。スムーズな議事進行に努めさせていただきますので、格段のご支援ご協力をいただきますようによろしくお願いを申しあげます。それでは、まず開会の辞を司法書士制度推進議員連盟の会長代行でいらっしゃいます太田誠一先生からお願い申しあげます。

太田：おはようございます。開会の辞の前の開会の辞のための開会の辞だと思

っておりますけれども、よろしくお願ひします。大変 1 年間の間にもひやりとするような業界問題等が出てまいります。どうか今日こういう久しぶりの機会だと思いますけども、充実した総会になりますようにご協力をよろしくお願ひします。よろしくお願ひします。

司会：ありがとうございます。それでは、まず司法書士制度推進議員連盟会長 堀内光雄先生からご挨拶をお願い申しあげます。

堀内：おはようございます。ご紹介いただきました議員連盟の会長の堀内光雄でございます。今日は司法書士制度推進議員連盟の総会を開催致しましたところ、国会開会中とってもご多忙の中を、議員の先生方には多数ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。超党派議連であることがはっきり分かるように、全員素晴らしいメンバーの方々がお揃いをいただきまして、ここで国会が開けたらもっといいなあなんていうふうに思えたぐらいでございます。また、司法書士会の皆様方のほうでは、佐藤連合会会长さんをはじめ、また、田嶋政連会長さんを筆頭に全国から幹部の皆様方がお揃いになって、こういうしっかりとした会を開催することができまして心から厚く御礼申し上げる次第でございます。司法書士制度推進議連が設立されて以来、われわれ国会の議員は真剣に司法書士制度の推進拡大に向かって取組みをしてまいりまして大きな成果を挙げてきたというふうに思っております。特に平成 14 年に司法書士法の改正というものが行われましてから格段な変化を皆様方のお仕事、あるいは業務の中で拡大され同時に変化を来たしたということが言えるんではないかというふうに思っております。特に 14 年の改正以後におきましての簡易裁判所における代理訴訟事件というのを拝見しますと、平成 15 年には 6,000 件であったものが、19 年には 70,000 件になったというふうにお話をいただきました。これは素晴らしいことであるというふうに思います。また、不動産オンライン申請というものが始まりまして、そのお仕事の中、これもまた高度情報化社会の中ですから、大変皆様方のお取組みも大変だったというふうには思いますけども、それも昨年は全申請の中の 10 パーセントを占めるまでに至ったというふうに伺っております。また、19 年に施行になりました ADR 法の問題、あるいはこれへの取組み、これなどは本当に皆様方のご協力がなくしては大きな成果が挙がらないんではないかというふうに思っておりますが、それの取組みだとか、法サロンというような問題についても大変な国民に一番身近な法律の専門家としての先生方のご協力があってはじめて成果が挙がるものだというふうに思いますときに、皆様の大変なご協力に対して心から敬意を表する次第でございます。私どももこれ

からあの皆様方の業務につきましても、国民の一番身近で国民のためになる社会的な役割というものを大きく担っていただくような内容に基づいてのご支援をしっかりとしてまいりまして、皆様方のお仕事というものが国民とぴったり密接につながりをもった頼りになる存在としての司法書士の皆様方のご活躍というものをさらに高めていくように全力を上げて取り組んでまいる覚悟でございます。どうか司法書士の先生方におかれましても、ひとつこれからあと国民の大きな希望・要望、こういうものが大変大きいものがございます。高度であると思いますけども、そういうものをひとつしっかりと受け止めていただきて、承るところによると成人の代理権というような問題も一番身近の先生方にお願いするのが一番いいんじゃないかなという声も出てきております。そういうことも含めてひとつわれわれも全力を挙げてご支援申しあげますので、どうかよろしくお願ひ申しあげましてご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

司会：会長のご挨拶ありがとうございました。それでは続きまして、日本司法書士会連合会会長佐藤純通先生からお願ひを申しあげます。

佐藤：おはようございます。昨日のわたしどもの賀詞交換会に続きまして、本日も国会の会期中にもかかわりませず多くの国會議員の先生たちにお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。昨年の暮れにおきましては、規制改革会議の第3次答申が出るにあたりまして、わたしども一昨年に一定の政治的解決をみたところのいわゆる業界問題の1つにつきまして、非常に困難な場面がございました。しかし、この場面におきまして、議員の役員の先生方のご尽力によりまして、この懸念である他業種による商業登記の参入問題という点につきまして規制改革会議の答申から削除できしたこと、これにつきましてこの場を借りまして改めて御礼を申しあげます。本当にありがとうございました。さて、わたしどもは司法制度改革の中におきまして、一定の役割を与えていただきました。先ほど堀内会長様からもご説明がありましたように、この司法改革の中における司法書士に対する簡裁代理権の付与というものが、まさに非常に大きな成功をした例であるというふうにわたしどもも自負しております。ただ、さらなるこの国民のアクセスの充実のためには、わたしたちの簡裁代理権を本当に国民にとって使いやすいものにする必要がございます。わたしたちは決して弁護士さんたち等と職域争いをするつもりは毛頭ございません。あくまでも司法書士は国民の生活を法的に支援するという立場で、相互の専門性を尊重しながら協調関係をとっていくと、これによって日本の他の専門職業とともに国民に対する法的サービスをしっかりと分担分掌して担っていく

と。そのためのわれわれは専門職であり、また、そのために登記業務、さらには裁判業務、成年後見業務、この業務の3つをしっかりととした柱として今後とも国民のために尽くしていくつもりでございます。その点におきまして、まだ何点か法改正をしたほうがより国民のためになると思われる点がございます。さらなる法改正等につきましては、先生方のご理解とご指導がなければ実現するものではございません。わたしどもはその期待に応え得るだけの実績をしっかりと積んでいきたいと思います。今後ともどうぞよろしくご指導ください。本日は本当にありがとうございました。

司会：ありがとうございました。それでは続きまして、日本司法書士政治連盟会長田嶋規由先生からお願ひ致します。

田嶋：おはようございます。政治連盟の会長の田嶋です。昨夜の賀詞交換会に引き続いでご出席の先生方も多々あろうかと思いますけど、本当に早朝よりありがとうございます。久しぶりにこれだけの先生方に囲まれながら議連総会が開かれることに対して、大変嬉しく、また、大きな力を感じております。先ほど佐藤会長が挨拶で言っていましたけども、われわれは国民の権利保護を掲げる司法書士法の下で期待される責務を果たすべく、いま一生懸命実績を積んでいるところです。この間のわたしたちの法改正、そして、また、職域基盤の確立につきましては、議連の先生方の大きなお力とお支えがあって実現できたものと確信しております。これからもわれわれは進化を続けなければならないし、改革を続けなければなりません。わたしたちにとっては、議連並びに議連の先生方は大きな力であり財産です。今年は衆議院選挙が予定されております。わたしたち政治連盟は、連合会・単位会、そして、また、単政連と一丸となって先生方の再選を目指して全力で取り組むことをお誓い致しまして、わたしからの挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

司会：ありがとうございました。それでは、お手元の式次第に沿いまして議事に移らせていただきます。まず、司法書士制度推進議員連盟新加入議員承認の件をお諮りを致します。本日衆・参8名の先生方のご推薦をいただいております。私から先生方のお名前を申しあげたいと存じますので、ご出席の先生におかれましてはご起立していただければ幸いでございます。衆議院公明党大口善徳先生。自由民主党北村茂男先生。自由民主党棚橋泰文先生。民主党長島昭久先生。自由民主党馳浩先生。自由民主党吉川貴盛先生。続きまして参議院の先生をご紹介致します。自由民主党岡田直樹先生。自由民主党島尻安伊子先生。いまの拍手をいただきましたので、これでご承認ということでよろしくお願ひを申しあげる次第でございます。それで

は続きまして、司法書士を取り巻く諸問題に関し司法書士会より要望をご説明方よろしくお願ひ申しあげます。ご説明は連合会の専務理事であります酒井寿夫様からお願ひ致します。

酒井：おはようございます。ご紹介をいただきました日本司法書士会連合会専務理事の酒井と申します。日本司法書士会連合会ならびに日本司法書士政治連盟を代表して、現在司法書士を取り巻く諸問題についてご要望を申し上げたいと思います。要望点は、司法制度改革関連要望として3点、登記制度改革関連要望として1点、それから、司法書士制度改革関連要望として1点、一応5点でございます。これまで議員連盟におかれまして決議いただいたものに加え、こういった問題点について要望したいと思います。まず、第1点目は、法律相談権の確立といいますか、われわれ平成14年の司法書士法改正前において、登記、あるいは供託訴訟という観点において法律相談を行ってきております。しかし、平成14年の司法書士法改正によって、われわれから言えばプラスアルファとして簡易裁判所の代理権が取得された。そういう意味では、より深みをもった法律相談に対応できるということで臨んできましたけれども、その後日弁連から、例えば、全国各地の法テラスの事務所においていろいろと法情報の提供サービス事業というのを行っておりますけども、その振り分けにおいて、司法書士にはやはり簡裁代理権、つまり訴訟代理権の範囲でしか法律相談権はないんだということで、それ以外の相談は配分しないという方針が出されたり。あるいは神奈川県、あるいは愛知県の弁護士会は、各市町村の自治体の窓口に向けて、それまでやはり司法書士はこの資料の1ページの下のほうに書いてありますように、現在でも全国市町村1,960市町村ありますが、そのうちの78.1パーセントに司法書士は存在しております。弁護士は32.3パーセントでございます。やはり圧倒的に全国各地に存在している割合からいえば、司法書士のほうが圧倒的でございます。そういう意味では、市町村にいろんな意味で相談に訪れる市民・町村民につきまして、地元の司法書士会が提携していろんな法律相談活動をやってきたわけでございますが、そういう法律相談活動に対しまして、やはり140万円以上の相談を受けさせてはならないというような通知が実際に出された、先ほど言いましたように、愛知会、あるいは神奈川会においては、そういう事態も発生しているところでございます。こうしたことでは、本来国民の司法アクセスの充実という観点で司法制度改革が推し進められているところでございますけども、非常に逆に司法書士のそういう能力を制限されてしまうということは、国民にとって非常に司法アクセスを逆に阻害して

いく結果になっているんではないかと。この点を充分ご理解いただき、われわれも自己研鑽に努めているところでございますけれども、何とぞこういった法律相談の分野においての制約とか制限というものについて、何とか撤廃をお願いしたいというのが本旨でございます。2点目の簡易裁判所の代理権の充実でございます。これは資料1にもございますように、簡易裁判所の訴訟代理権を与えられまして、平成15年から平成19年までの統計によりますと、最初6,000件あまりだったものが、平成19年には72,322件、12倍に拡大しております。また、多重債務問題という背景もあって、裁判外の和解手続、示談交渉につきましては当初10,000件あまりだったものが、19年には413,000件という40何倍かにもなっております。また、本来地方裁判所、あるいは家庭裁判所等に対する訴訟書類の作成ということで、市民の本人訴訟を支えてきた分野におきましても、ほとんどこの実績も変化なく継続しているところでございます。そういう観点に立つと、やはり、まずは勝訴判決を受け場合に、その判決書に基づく執行が、現在では少額債権、いわゆる少額訴訟の判決の60万円以下にしか強制執行の代理権がないこと。あるいは勝訴しても相手方から控訴された場合には、まったく上訴審においては書面作成の支援という形でしか上訴審に関与できないこと等々、いろいろと国民サイドから見れば使い勝手の悪い簡易裁判所の代理権がございます。それから、もちろん簡易裁判所は身近に存在するわけですが、そういう観点で合意管轄といいますか、その簡易裁判所において裁判を行いたいという国民利用者にとって、その場合には140万円を超えている場合には司法書士には代理権がないということで、この点は当初の事物管轄を引き上げる際に、与党合意においても司法書士の実績を見てやはり合意管轄、資料の4のほうの2枚目のところにも書いてございますけども、『合意により簡易裁判所に管轄原因が生じた場合などについて代理権を付与することについて検討する』これがまだ取扱が確定しておりませんので、この点について何とかそういった道を拓いていただきたいということでございます。また、家事事件につきましては、資料の3にありますように、特に成年後見事件につきましては、いわゆる親族以外の専門家後見人につきましては、全体の38パーセント、現在はもつと増えておりますけども、弁護士さんが28パーセントということで、かなり圧倒的な数で司法書士が成年後見人になって活躍している。あるいは、そういう手続に対して実質的には代理人と同じような活動をしてきているわけでございます。家庭裁判所には、その他相続財産管理人であるとか、親子間の利益相反行為に対する特別代理人であるとか、いろんな当事者間

の紛争というよりも後見的な役割を果たす裁判所の役割がございます。こういったものを甲類審判事件と申しますけども、こういったものについては、実質的に司法書士が書類を作成し、裁判所にそれを持ち込み、当事者との間においてうまく調整しながら手続を円滑に進めているという実態があるわけでございますが、やはり、これを明確な形で代理権という形のもののほうが、より国民にとっては使い勝手のいい制度になるんではないか。もちろんもう1つ争訟性離婚であるとか、遺産分割であるとか、いろいろ争訟性ある事件もございます。そういうものにつきましても、出来れば本人で、例えば、利権事件でも非常に経済価値が小さいもの。訴額に換算すると非常に経済的な価値としては見出せないものにつきまして、やはり司法書士に頼って来られる当事者というのが非常に多くございます。そういう人に同伴して、何らか本人の主張を補うような役割としての保佐人、そういうこともご検討いただければというふうに思っております。それから、登記制度改革関連要望につきましては、いわゆる昨年1月1日から特例措置により、オンラインについては紙のものは紙で送ればいい。いわゆる申請情報と登記原因証明情報をオンラインで送信すれば、それで受け付けられるということで、一応去年100万件達成したところではございます。しかし、本来のオンラインというのは、すべて電子情報にしなければなりません。しかし、そのことにつきましては、現在の住基ネットカード普及であるとか、すべての文書を電子化するとか、そういうことに非常に困難性がございます。そういう意味では、司法書士が明治以来登記について専門的に携ってきた、そういう中で登記の申請を確保するために登記原因を調査し、その結果を司法書士が責任をもって電子文書として送り込む、そういう制度をつくっていただければというぐあいに思っております。それから、もう1つは、もちろん司法書士の業務が拡大し多様化したこともあり、国民サイドからは司法書士の非違行為といいますか、問題点についてはいろいろと苦情、あるいは懲戒の申し立てがあります。ただし、いまやはり懲戒権者である法務局当局におかれましても、司法書士の業務範囲に伴った内容について審査できる能力が果たして登記所のほうにあるんだろうか。特に裁判業務についてはそうでございます。そいったことであるとか、それから、全国50の法務局・地方法務局に処分権者が分散しているということにおいて、個々のケース、類似のケースであっても処分の内容についてばらつきがございます。そいったところから、公正妥当な処分というものをやはり確保するためには、それなりの制度の見直しが必要ではないか。特に手続保障としての見直しが必要

ではないかというぐあいに考えております。いたずらにいま司法書士が業務停止になっている例というのが非常にたくさん増えております。業務停止というのは非常に重たい処分でございます。そのあたりも含めて、決して仲間かばいということじゃなく、国民からのいろいろな申し立てについては真摯に受けとめ、しかし、公正妥当な処分がなされる懲戒制度の確立に向けて、何とぞご検討をいただきたいというぐあいに思っております。

以上でございます、よろしくお願ひ致します。

司会：ありがとうございました。ただ今、司法書士を取り巻く諸問題につきまして、5点のご要望等ということでご説明をいただきました。これにつきまして今日は法務省から来ていただいておりますので、法務省民事局民事第二課長小野瀬課長からこの件につきましての現状の考え方とご説明をよろしくお願ひ致します。

小野瀬：法務省民事局民事第二課長の小野瀬でございます。それでは、ただ今の日本司法書士会連合会、日本司法書士政治連盟のご要望に対します当方の考え方につきましてご説明をさせていただければと存じます。まず、司法制度改革に関連いたしまして、法律相談権の確立、簡裁代理権の充実、家事事件についての司法書士の活用等のご要望がございました。司法書士の法律相談権、簡裁代理権等の問題につきましては、先般の司法制度改革の中で現在のような形で整理されたという経緯がございます。その見直しにつきましては、弁護士の業務の範囲に影響を及ぼしますし、また、士業全体のバランスの中で充分な調整を要する問題であるというように、私どもは認識しておりますところでございます。なお、家事事件および執行事件の代理権の付与につきましては、先般の司法書士法等の改正案に対する付帯決議にもございますように、簡易裁判所におきます認定司法書士の訴訟代理権の行使による実務上の実績などを踏まえまして、今後検討していくものというふうに認識しております。次に登記制度改革に関しまして、オンライン申請の利用促進等に関するご要望がございました。オンライン申請の利用状況につきましては、昨年登録免許税のインセンティブ措置、電子化できない添付書類を書面で送付することを可能といたしますいわゆる特例方式の導入のほかに、司法書士の皆様方の積極的な取組みによりまして、先ほど来お話が出てますように、昨年1年間で不動産登記だけでも100万件のオンライン申請がされておるところでございます。私どもいたしましては、今後とも様々な取組みを進めまして政府の掲げる利用目標に向けてより一層のオンラインの利用促進を図ってまいりたいと考えております。オンライン利用促進協議会の場におきまして、引き続き日本司

法書士会連合会とともにによりよい利用促進の方策等について協議を続けてまいりたいというふうに考えております。次に司法書士の懲戒制度についてのご要望がございました。司法書士・司法書士法人の懲戒処分は、司法書士法に基づきまして各法務局・地方法務局の長が行っておりまして、私どもと公正適正な処分に努めておるところでございます。この懲戒制度は司法書士制度に対する国民の信頼を高めるというこういう側面がございまして、私どもといたしましても今後懲戒制度のよりよいあり方につきまして、日本司法書士会連合会とともに今後とも検討していくことといたしたいと考えております。以上でございます。

司会：ありがとうございました。それでは、意見交換に入らせていただきます。
挙手をしていただきまして、お名前の上でよろしくお願ひ致します。

山口：おはようございます。公明党の参議院議員の山口那津男でございます。

今日ちょっと9時から予算委員会が始まるもんですから、最初にご意見を申しあげさせていただくことをお許しいただきたいと思います。私が申しあげたいのは、この司法書士制度の改革に関する自治権の拡充についてであります。従来はこれ登記の仕事が中心でありましたから法務局がその処分権を持つと、管理監督権を持つと、こういう立場で来られたかもしれません。しかし、15年、あるいはその後の度重なる改革によりまして業務の範囲が飛躍的に拡大をし、それも大きな成果を挙げてきているというところであります。特に簡裁代理権の部分だけを取り上げますと、これは弁護士の仕事と競合するわけでありまして、片や弁護士のほうでは独立した自治権というものを持っているわけでありますね。そういう意味で、裁判所とかかわる業務について法務局が適正に処分権の行使ができ得るのかどうかというところが、比較の上でやや疑問のあるところであります。ますますこの仕事が拡がっていくということになりますと、やはりここはもつと踏み込んだ自治権の拡充、そして、処分を法務局が当面なすとしても、その懲戒処分に当たっては、適正手続の行使ということが確立されていかなければならぬと思います。皆さんのご要望の中では、法律相談、あるいは近年のADRの拡充等々もありまして、これらはむしろ法務局や裁判所のあずかり知らないところで様々な仕事がなされていくわけであります。こういう業務の実態を一番よく知つて適切な判断ができるというのは、みずからこの司法書士会という組織であるかもしれません。こういった各点から、この業務の拡大にともなったこれからの自治権の拡充、および懲戒権に対する適正手続の保障、それに対する関与権の確立と、こういったものについて是非とももっと突っ込んだご意見の交換をしていただき

た上で、制度の確立を図るべきであるとこう考えますので、是非ともご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

司会：ありがとうございました。それでは、続きまして大口先生、そして、望月先生、長島先生からまずお願ひ致します。

大口：はい、今回入会を認められました衆議院の大口でございます。公明党の法務部会長をさせていただいております。わたしはこの法律相談権の確立ということを本当に訴えたいと思うわけでございます。とにかく司法書士の皆さんには、最も国民にとって身近な法律家でございます。また、法曹人口等では、弁護士会も司法書士さんもいらっしゃるんだと、こういうことを言っているわけであります。そういうことからいきますと、司法アクセスをしっかりと充実させていくためには、やはりこれは制限のない法律相談権、これを司法書士さんが当然持つべきであるというふうに思っている次第でございます。自治体の法律相談、あるいは法テラス、そして、ADRももっと活躍していかなければならぬ。そういうことを考えますと、簡裁の事物管轄を140万円で制限すること自体、私はちょっと法律相談のあり方と、また、裁判手続の制限とここはリンクしないというふうに考えている次第でございます。とにかく相談中140万円を超えたからこれで相談をいたしませんなんていう馬鹿なことがないように、しっかりとこの点を確立を目指して頑張ってまいりたいと思いますのでよろしくお願ひします。

司会：それでは、望月先生。

望月：おはようございます。第2部会長を仰せつかっております衆議院の望月義夫でございます。われわれも長い間司法制度改革の中で、皆さんがどうあるべきかということを、いろいろわれわれも一生懸命頑張らせていただけてきたわけでございますけれども、事物管轄、あるいは、また、簡裁代理権、こういうものを与えられて弁護士の皆さんとどうかなと。われわれが弁護士の皆さんに聞きますと、非常に緊張感が出たと。それからもう1つは、先ほど弁護士の数、あるいは、また、司法書士の先生方の数を比べますと、弁護士の皆さんは総合病院だと。街のお医者さんは皆様方が国民に本当に日頃いつでも、誰でも、どこでもアクセスできる。そういう形の中でこういう制度を取り入れさせていただいてわれわれも見させていただきましたけど、皆さんのが非常に研修に励んでいただいて、大変国民の皆さんからあちらこちらから大変ありがたいという声を聞いております。ここで実は簡裁代理権、あるいは、事物管轄、こういったものを制限というものはある程度実は線を引いたんですけども、ここまで来ますと、そういうものが本当に国民にとっていいかどうか。これは合意管轄がもうできて

いるのにもかかわらず、途中でやっぱりこれは訴訟みたいなものでございますのでいろんなことが出てまいります。そういうたときに地方自治体とか、あるいは、また、法務局とかそういったところで、これはちょっと140万円超えたから、あるいは、また、こちら辺はちょっと管轄外でないぞというような、全国でこちらは認めるのにこちらは認めないと。是非ひとつ早いうちに合意管轄の部分については皆さん方が仕事をしやすいような形というのも、われわれもしっかりとやっていかなければいけないと、今日はそういう決意を述べさせていただきまして意見交換の一助とさせていただきます。どうもりがとうございました。

司会：ありがとうございます。続きまして、長島先生、さらに、佐藤先生、お願ひ致します。

長島：新入会員の長島昭久です。どうぞよろしくお願ひ致します。先ほど法務省の方の説明の中で、特に家事事件についての司法書士の関与につきまして、要望書の先ほどご説明の中にありましたように、この10年の実績、特に成年後見人の選任実績を資料の3に円グラフと棒グラフで書かれておりますけれども、先ほどの法務省の方の説明ですと、実績を見て将来的に検討するという非常にさらりとしたご説明だったなんですが、特に家事事件を甲類・乙類と分けて、争訟性の低い少ない甲類については代理権を認めるほうが業務上いいのではないかという要望書の説明がありましたし、さらに、争訟性の高い乙類についても、これは利用者本人、依頼者本人、あるいは、裁判所の運営にとっても保佐人として制度的に位置付けるほうがこれはいいのではないかと、こういう要望だったと思いますが、改めて法務省の方に、現状の認識、つまり今まで10年間の成年後見人としての実績、そして、具体的に将来どういう見通しを持っておられるか、重ねて伺えればと思います。どうぞよろしくお願ひします。

司会：それでは、佐藤先生で一旦止めさせていただきまして、法務省のほうからの説明をお願い致したいと思います。佐藤先生、お願ひ致します。

佐藤：おはようございます。わたしは法務副大臣をやらせていただいておりまして、先ほど小野瀬第2課長からお話をございましたので、この機会に私の考え方も含めましてお話をしたいと思います。まず堀内会長をはじめ議員連盟の先生方が、熱心にこの問題に取り組んでまいりました。もともとこの司法改革、私が会長代理をやっておったわけですが、保岡先生を中心にたくさんの方々がこの司法改革をやってきて、そして、私は改革の中で一番着実に進んでいる分野ではないかなあと思います。前段は差し

置き、ご質問の点について申しあげたいと思います。まず、事物管轄の 90 万円だったんですが、これを 140 万円にするということは簡単ではなかつたなんあります。これは日弁連の、私はその調整会議の公明党の漆原さんと私とで話が最終的にあれになったんですけども、140 万円にするということで 50 万円上がったわけですが、これについてはいろんな意見がありました。上がりすぎると、これは弁護士側からいろんな意見もありました。私はもともと展示する必要はないんじゃないかという議論を持っている男でございまして、弁護士法 72 条の問題は出来るだけ隣接の方々、特に司法書士の、病院でいえばかかりつけ医者ですよね、そういう一番近い関係にあるわけでございますから、出来るだけそういう専門で、それで親しい国民と会える人たちに相談すると。そして、やってもらうのは、やってもらうということの必要を続けておりまして、まとまったところが 140 万円でございますから、要はこれから実績を見まして上げていくべき分野だと、かように考えているわけでございます。これは法務副大臣の言葉としましても、そのように受け取っていただいて結構でございます。それから次にありましたのは、この問題はご承知のようにロースクールの問題に関連しまして、ロースクールの人たちが増えると弁護士の業務が減っていくと、そういうところから出るんですが。ご承知のようにエネルギー第 2 法則というのがありますと、これは皆さまがお飲みになっている紅茶にミルクを入れますとストレスが増えましてなるわけであります。お盆の中だけで司法の問題を争ってないで、お盆が 1 つだったらお盆を 2 つにする。そういう中でそれぞれの専門家がそれぞれが出していくことが、やることがわたしは基本だろうと思っておりまして。何でもこれは弁護士法 72 条だと、よって駄目だということについては反対でございまして、わたしは出来るだけ隣接の方々の ADR もそうです、家屋調査士もそうです、それから、労働問題もそうです。そういうものの拡大に努めてきた男でございますが、この主張は依然変わっておりませんので、国会議員である限りわたしは国会議員を辞めましても政治家は辞めませんから。政治家は辞めましても政治活動は止めませんから。そういう意味においてご理解をいただきたいと思います。それから、先ほどありましたが、後見人問題。高齢社会の中で長年成年後見人問題というのは非常に重要なものだと思っておりますし、私はきのうちょっと指示してきたんですが、高齢者が騙されて資産を分取られてしまう、こういうケースがあるんですね。やはりこれからの高齢社会、特に 75 歳以上の人たちが現在古者ですが 3 分の 1 を占めています。そういうことを考えますと、遺言での後見人問題とか、

後見人の人が遺言志向するとか、情報によるとだいぶんいい加減なことをやっているケースがある。私は民法の後見人制度を直して、そして、特例法をつくって、そして、資格を決めて、他の人を排斥するわけではないですよ、家族でも構いませんが、特に弁護士・司法書士・家屋調査士、いわゆる隣接の人たちについては特別にこれを推進すると。やって貰うんですよ。しかし、その代わり嘘偽りやってお年寄りの財産を盗ったりしたら、もう懲戒、直ちに資格剥奪、罰則、没収、そういうことをやる民法の特例に関する法律を、高齢者の財産確保のために民法の特例に関する法律を出せというふうに事務当局に指示している男でございまして、芳賀さんが中心になって会長をやっておりますから、この問題は高齢社会において非常に重要で、弁護士を越えて、それから、司法書士を越えて、土地家屋調査士を越えて、普通の人でも構いませんですが、資格のある侍の人たちは全員を上げる組織体として芳賀さんのところがそうやっていただくことを祈念しまして、是非それを進めていただきたいと。弁護士の仕事ではございません。これは、こういう新しい仕組みを仕掛けた皆さん方に敬意を表するとともに、民法の特例をきちんとして、次の国会でも今国会でもいいですが、麻生内閣の支持率を上げるぐらいの気持ちでやつたらいいだろうとわたしは思っております。それが司法書士に基づく懲戒制度の確立、僕はあまり弁護士の倫理研修とか、何年に1回がどうだとかというのはあまり好きなほうではないほうでございまして、あまり厳しくやりますといいのかなあということを感じておりますが、皆さん方はいかに感じておるのか。そこら辺は組織のまとめの問題と同時に、ちょっと経緯から言いまして弁護士の倫理研修というは、弁護士法というのはこれは議員立法ですから、マッカサー元帥のときにつくったやつですから、これはちょっと司法書士とはちょっと違うなあと思っておりますので、そこら辺の違いを区別されながらお考えになっていただいたらいいと。懲戒処分というのはいいぞいいぞということだけで本当にいいのかねというふうに疑問をわたしは持っているということであるということをお伝え申します。これは司法改革のときに、だいたい横並びで評価をしたわけですが、そこら辺のところは、それを阻止をする幹部の人たち、責任者が心して望むべきものだろうと思っております。それから、先ほど申しましたように、簡易代理権を付与する制度の強化については可能な限りやるべきだと思いますし、一番適当な私は人品骨柄を持っておられるのは皆様方だろうと思っているわけでございます。それから、相談員、これはわたしは完全にやっていいと思いますね。司法相談の法テラスの何も弁護士に決める必要なないと思

いますし、訴訟の問題になれば弁護士と、それから、弁護士の一指示をついてやれるようなシステムをつくっていくと。つまり司法に対して…。

司会：恐縮でございますが、時間の関係もございますのでまとめてよろしくお願ひ申しあげます。

佐藤：いやいや、それはいいです。それぐらいのことは、ちょっと喋らせてください。僕が最後だったんでしょう。短ければいいというものではないの。そういうことですね。

中断（46.59～47.06）

佐藤：この事件の点で充分議論をされまして、どんどん要請をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。それでは、法務省のほうからただ今5人の先生方からの意見がございましたのでよろしくお願ひ致します。

小野瀬：ただ今お話がありましたように、成年後見制度におきましては、後見人として成年被後見人の財産を管理するというのは非常に大切な部分でございまして、そういう点で司法書士の皆様方が後見人としてそういう財産管理に当たっておられるということは、家庭裁判所の実務におきましても恐らく高く評価をされているものではないかというふうに思っております。ただ、甲類事件につきましての代理権につきましては、そういう申し立ての代理権を認めるかどうかという問題、それから、また、甲類事件の中にはまた様々な事件類型もあるところでございます。また、弁護士の業務、あるいは、先ほど来申しあげましたとおり士業全体のバランスというような問題もございます。そういう問題も含めて今後検討していくものというふうに思っておりますけれども、先ほど来申しあげましたとおり後見人として家事事件に非常に深く密接にかかわってこられた実績ということも踏まえまして、法務省としても今後引き続き検討してまいりたいと思っております。

司会：それでは、積極的な検討を推進していくことでのご回答だったと思ないので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。それでは、他に。はい、加藤先生お願い致します。杉浦正健先生もお願ひ致します。

加藤：お世話になっております、民主党の加藤公一でございます。まず、法律相談権のお話が先ほど来ておりますが。ユーザーサイドからすれば、自分が巻き込まれてしまった紛争が140万円なのか140万1円なのかなっていうのは、そもそも相談に行く前に分かるはずがなくて、借金ぐらいだったら分かるかもわかりませんが、そんなものばかりではありませんから、まずは最初のアクセスで法律相談を受けるというところに縛り

があるというのは、これはユーザーサイドから見ても大変不合理な話だろうと思っておりますので、これは先ほど来もうすでに先生方からご意見があるとおり、ここは出来るだけフリーにしていくということが当然なことではないかと思っております。同じように、国民の側、先生方にお仕事をお願いする側からすれば、出来るだけ便利な制度になっているというのはこれは当然しかるべき話でありますから、オンラインの件も、あるいは、簡裁の代理訴訟の件も当然これまで以上により使い勝手のいい方向へと、是非私も変えてまいりたいと思っています。あと、これは今日のご要望とは全然別件でありますし、また、きのうの賀詞交換会のときでも私見として申しあげましたけれど、土地取引額が激減をしておりまして、その環境の中で本来はそもそも当面税は手数料化というのが私も大変強く思っておりますが、一気にそれができないまでもこういう時期だからこそ一旦手数料化をして不動産の流通を増やして後押しをするというのも、経済対策としてもいいんじゃないかなと、あくまでも私見ではありますが思っているところであります。また、先生方からご指導をいただきながら研究をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

司会：ありがとうございます。杉浦先生、続きましてお願ひ致します。

杉浦：ご要望を伺っていて、これは法務省に回答を求めるというより、むしろわれわれ政治の場で議論したほうがいいんじゃないかと思うんですが。そろそろ弁護士法と司法書士法のイコールフッティングといいますか、根本問題について少し議論したほうがいいんじゃないかというふうに思っております。弁護士の歴史というのは、私はまだ弁護士会に登録しておるんですけども、明治以来「代言人（だいげんにん）」ですか、「代理人（だいごにん）」というんですか、また間違えるといけませんので、自治権の獲得というのが明治以来ずっと大きなテーマだったんですね。弁護士の先輩の戦いというのは、いかに弁護士が自治を獲得するか。前は法務省に登録をして法務省の監督の下にあったんですね。懲戒を自分でやることを基本にした自治権の獲得というのが、長い弁護士の歴史の中で中心テーマだったんですね。確か戦後でしたかね、自治権を獲得したのは。負けてから。そういう歴史がございます。司法書士の方は代書ですか、代書から始まっておるわけで歴史は違うんですけども、現在司法書士の方が果たしている役割というのは弁護士と重なる分野が多くあって、そこでどう線を引くかということで議論しておるわけで、もうそろそろ司法書士の方は訴訟手続に参加も試験をして合格した人は研修をしてきちんとやっておら

れるという対応を見ておりますと、そろそろその自治権、懲戒なんかそうですね、を弁護士法と対比してあらゆる分野で司法書士の方の立場をきっちりとしたほうがいいんじゃないかと、つまり対等の立場ですね。同じ法曹の一員として司法に参加していただくと。英米法では司法書士はありませんよね。税理士もないんですね。いわゆる弁護士が全部やっているわけなんで。日本独自の歴史があるわけなんですけれども、そろそろ司法書士の方々については、弁護士と同じ分野を担っていただく役割の方々として、法律の面でもきっちりイコールフッティングの立場を認めるように、われわれ政治の場が検討していいんじゃないかとそう思います。民主党の他の方もおられます、党派を越えてこの問題については検討すべきだということを申しあげさせていただきたいと思います。

司会：よろしくお願ひ致します。魚住先生、お願ひ致します。

魚住：短く、公明党の魚住でございます。朝早くからありがとうございます。いま杉浦先生からもお話をございましたけども、私も昔山口副会長と議論したことがございまして、やはり司法制度の中において、やはり旧現も含めて法科大学院もスタートしているわけでございますもんですから、そういう司法制度の中における司法書士と弁護士の業界問題というんではなくして、どう相携えて国民の司法の法的に支援していくかという観点からしっかりとやっていかないといけない時期に入って来つつあるんじゃないかなというふうに考えております。今日いただいたこのご要望の趣旨は本当にそのとおりでございまして、超党派でしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

司会：ありがとうございました。それでは、まだ決議文の採択という件もございますけれども、その前に酒井専務理事からのお話を受けて、会場のほうから一言これまでの先生方のご意見に対しましてのコメントがあればお願い申しあげます。

佐藤：はい、先生方の貴重なご意見を賜りまして、また、わたしどもの制度をしっかりと理解し応援していただくことを心から感謝申しあげます。本日わたしどもから要望という形で何点か申しあげておりますが、これは冒頭にも申しあげましたように、決して職域拡大・職域争いというものを望んでいるものではありません。あくまでも司法改革の理念である国民の司法アクセスの充実確保のために、わたしたちが担っている分野をしっかりと充実強化していただきたいということでございます。それによって結果的に国民の司法アクセスの充実確保につながるものと確信しているところでございます。是非その点をご理解いただきまして、先生方の絶大なる

ご支援を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願ひ致します。

司会：ありがとうございます。それでは、ただ今までのご議論を踏まえまして、決議のご検討をよろしくお願ひしたいと思います。私から決議案を読み上げさせていただきますので、その後ご承認の方よろしくお願ひ致します。司法書士制度推進議員連盟は国民の権利保護に携る司法書士がその専門的知見を十分に活用し、さらなる国民の期待と信頼に応え得るよう以下の実現に向けて積極的に活動する。

○登記制度の信頼確保とオンライン登記の普及促進

- 1 司法書士の登記原因に関する調査確認権限を明定し、司法書士に登記原因証明情報の作成認証権限、その他添付情報の認証権限等を付与し、もって登記の真実性の確保とオンライン登記申請の普及を図ること。
- 1 登記手続きにおける登録免許税制を廃止して、登記手数料制を導入するための制度の抜本的見直しに着手すること。

○司法書士の法律相談権および簡裁代理権の充実

- 1 簡裁の事物管轄に限定されない司法書士業務全般に関する法律相談権を確立するための司法書士法改正を早期に図ること。
- 1 簡裁代理権のさらなる充実を図るため、司法書士に合意管轄による簡裁における代理権、受任事件についての執行代理権、ならびに上訴審における関与権を認めること。
- 1 家事事件における代理人、または保佐人制度の司法書士への活用を図ること。

○司法書士自治に基づく懲戒制度の確立

- 1 司法書士自治を尊重し公正妥当な懲戒処分が実施されるよう、適正な手続保障、司法書士会の必要的関与、戒告への異議申立権、除籍期間の設置等の確立に向けた改正を図ること。

○司法書士制度の強化

- 1 司法書士試験の充実、登録前研修の義務化を図ることにより、新たに登録する司法書士全員に簡裁代理権を付与する制度とすること。

以上決議する。平成 21 年 1 月 20 日司法書士制度推進議員連盟、以上でございます。

ご承認いただければ、拍手をお願い致します。それでは、満場の拍手をいただきましてありがとうございました。ただ今の決議文に沿いまして、会長をはじめとして

超党派一体となって取り組ませていただくことを決議させていただきます。
それでは、

閉会の辞として議連の副会長の仙谷先生からご挨拶をよろしくお願ひ申しあげます。

仙谷：おはようございます。そして、議連の先生方、司法書士の先生方、長時間のご議論ご苦労さまでございました。さらに、この間の司法改革に司法書士の先生方が積極的にご尽力をいたしておりますことに心から敬意を表したいと存じます。実は一昨年、2年前に法律事務所と司法書士の合同事務所をつくろうとしましたら、弁護士会から少々クレームがつきまして、真ん中に鼻糞を入れればいいということになりました、「法律事務所・司法書士事務所」というそういう事務所にしてございますが。一緒にやっている司法書士の先生方の仕事振りを見ていくと、これはこれで大変現場密着性が強いと、これこそ日本のいわば法なき市民社会の中で、法律の眼鏡を掛けた諸原則、筋目から病理現象といいましょうか社会的な病気の予防と解決、これがやはり日本にとっては極めて重要なことなんだなあと改めて再認識をしているところでございまして、先生方の日常のお仕事ご活動にも改めて敬意を表したいと存じます。そういう経験も踏まえて本日のご議論を拝見をしておりますと、ここに書かれたことは至極もつともな話ばかりでございます。特に法律相談業務が140万円で切られるとか切られないとかいう、こういう馬鹿馬鹿しい話がいつまでも世の中に通用してはならないと。つまり私流に言わせれば、官僚法学と市民法学のやっぱり差ぐらいあって、ここはやはり日本の法科社会とか法治社会造りのために何が市民生活、市民の目から見ても必要なのかという観点から考えれば、早急にこの法律相談業務が、弁護士が、あるいは、弁護士会が何と言おうとも解放されなければならない。とりわけいまの時代は、日本で初めて相談・カウンセリング・コンサルタントというものがプロフェッショナルの目で行わなれなければならないということが自覚的に分かってきた時代だと、私は思っています。その文脈の中で、消費者庁の問題といいましょうか、消費者行政の問題も語られなければならないわけでございまして。そういう観点から先生方のご活動が質・量ともにこれから充実拡大できる、このことが最も日本の国民の生活にとって重要だと、そういう大目標に向けて先生方のこの改正要望を受け止めたいと、そういうふうに思っています。そういう思いを今日出席した議員連盟の各先生方はお受け止めいただいたと、それを総括としてお終りの言葉にさせていただきます。どうもご苦労様でございました。ありがとうございます。

司会：ありがとうございました。1時間という大変限られた時間にもかかわらず、大変力強い方向性を出していただくことができまして、この1年この

総会の決議を踏まえて政治連盟の中でも活動し、議連の中での活動を積極的に執り行いたいというふうに思っております。会長をはじめとして超党派の議連ということでございますので、心一つに頑張らせていただきますことをさらに申しあげまして、これで閉会とさせていただきます。ご協力を賜りまして本当にありがとうございました。これで閉会と致します。